上尾市難聴児補聴器購入費等助成事業

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成の流れ

補聴器の購入・修理は、助成金の交付決定後です！

【助成対象の難聴児】申請者および請求者は、保護者

次のすべてを満たし、下記の対象外の項目に該当しない児童

- 上尾市に住所を有する
- 満１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までであること
- 聴覚障害で、身体障害者手帳の交付対象とならない（両耳の聴力レベルがそれぞれ２５デシベル以上）
- 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する聴覚の指定医および市長が当該医師と同等の知見を有すると認めた医師が判断する

対象外

- 世帯に市民税所得割４６万円を超える人がいる
- （原則）前回の交付から耐用年数を経過していない
- その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けることができる

③申請（申請書、①の意見書、②の見積書）

④交付決定（決定通知の送付）

⑥助成金の請求（請求書、⑤の領収書）

⑦助成金の交付（指定口座に振り込む）

上尾市

①上尾市難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書（作成料は自己負担）

②補聴器の見積書

⑤いったん全額を支払い、補聴器を購入又は修理領収書を受け取る

補聴器の業者

身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する聴覚の指定医および市長が当該医師と同等の知見を有すると認めた医師が、聴力検査等実施の上で記載したもの。また、必要に応じて比較検査結果を添付する。（修理の場合は省略が可能な場合があります。）

【助成対象の経費】

- 補聴器を購入または修理する経費
- 耐用年数経過後に補聴器を更新する経費